

今後の化学物質管理政策に関する合同検討会  
制度の在り方に関する意見

中間とりまとめ骨子案への委員意見のうち、制度の在り方に関する意見（「中長期的に検討すべき事項」への意見以外の意見で制度の在り方に関するものを含む。）については、「中間とりまとめ」には記載せず、本紙のとおりまとめた。

- 日本の法制度における「努力義務」は、国内企業に対しての実施効力はあるが、海外企業が日本に製品（工業製品も含む。）を輸出する際は、ほとんど守られないことが想像されるなど、努力義務の有効性について検討すべき。  
事業者の役割等として、危険有害性情報の伝達、事業者による労働者保護、消費者保護及び環境保全についてのリスク評価、国が行うリスク評価に伴う事業者への調査指示等について、義務と努力義務の区分を実効性の観点から検討すべき。（安井）
- 輸入される一般消費者製品に含有する化学物質に対する輸入規制やラベルの義務化など、隙間のない化学物質管理体制の在り方について検討すべき。（安井）
- 一般消費者製品に含有する化学物質のリスク評価については、欧州 REACH、米国 TSCA、カナダ CEPA では実施されているが、我が国では網羅的に実施されていない状況にあるところ、評価に必要な情報提供（川上←→川下）の在り方（CBI等）も含め、検討すべき。（安井）
- 危険有害性情報の伝達は、危険有害性情報の収集やリスク評価から独立したシステムとして構築すべき。（城内）
- 国は、事業者が全ての危険有害な化学品についてその情報をラベルに記載することを規定する法律を策定すべき。（城内）
- 危険有害性情報の収集は、アメリカでは医薬品、食品等の許可化学物質は FDA であるが、その他は EPA が一括して行っている。日本でも同様な体制を作れないか。（福島）
- 危険有害性情報の収集を一元的・効率的に実施する体制や制度のあり方の検討においては、事業者が主体であることを明確にすべき。  
また、リスク評価の実施を含む総合管理とすべき。（石井）
- 危険有害性情報の収集だけではなく、リスク評価についても一元的・効率的に実施するための体制や制度のあり方について検討すべき。  
その際には、リスク評価を進めるため、我が国におけるばく露情報の収集の現状と課題についても検討を行うべき。（原田・服部）